

道路反射鏡（カーブミラー）の設置について

カーブミラーは、道路の見通しが悪い交差点・カーブ区間等において、自動車の運転手から目視確認が困難な場合に、衝突防止を目的として設置するものです。

鏡の特性上のデメリットに加え、鏡で確認することで過信した運転を行い、死角からの歩行者・自転車を見落として接触事故を起こす危険性もあることから、設置については慎重に判断しております。

カーブミラーは、あくまで「補助施設」であり、安全確認は運転手自身の目視によることが原則です。カーブミラーを過信せず、目視での安全確認を行うことが大切です。

死角の解説図

死角に歩行者

死角に自転車

1. カーブミラーで映せない部分（死角）があり、自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
2. 接近車がないことを遠方から確認できるため、通過速度上昇や一時停止違反を招くことがある。
3. カーブミラーに映る車両等は小さく見え遠くに感じやすいため、速度感・距離感をつかみづらい。
4. 鏡に映して状況を確認するため、左右が逆に映り誤認を招くことがある。

【一般的な設置可否の判断基準（例）】

設置できると判断する場合	設置できないと判断する場合
<p>(1) 屈折部で見通しが確保できない場合</p>	<p>(1) 見通しが確保できる交差点（障害物等無く死角が少ない）</p>
<p>(2) 交差点部で交通ルールに従っても見通しが確保できない場合</p>	<p>(2) 歩道等があり、歩道手前で一時停止、徐行により歩道部分まで進むことで見通しを確保できる場合（法令等で定められた通行を行えば危険が回避できる場合）</p>
<p>(3) 湾曲部で見通しが確保できない場合</p>	